

II 沖縄若年者雇用促進コース

沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を雇い入れた事業主に対して助成するものであり、沖縄県内の若年者の雇用の促進を目的としています。

対象となる措置

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1によって事業の計画書を提出した上で、2による施設設置等と3による「対象労働者」の雇入れを行い、その結果5を満たした場合に受給することができます。

中小企業事業主の場合は、1～3の措置に加えて、4による「沖縄新規学卒者の雇入れ」を行うことができます。

1 計画書の提出

次の(1)と(2)を満たす計画書を作成し、沖縄労働局に提出（以下、計画書の沖縄労働局への提出日を「計画日」という）すること。また、その計画の完了時には完了届を沖縄労働局に提出（以下、完了届の沖縄労働局への提出日を「完了日」という）する必要があります。

- (1) 沖縄県内において、事業所（施設・設備）の設置・整備を行い、それに伴って「対象労働者」の雇入れを行うことに関する計画であること
- (2) 沖縄県における雇用開発または雇用失業情勢の改善に資すると認められる計画であること

2 施設設置等

次の(1)～(3)のすべてを満たす事業所（施設・設備）の設置・整備を行うこと。（以下、設置・整備された事業所を「設置・整備事業所」という。）

- (1) その施設・設備が、雇用の拡大のために必要な事業の用に供されるものであること（※1）

※1 福利厚生施設が一体的に設置整備される場合は、その費用が全体の1/3以下であれば対象となります。

- (2) その設置・整備が計画日から完了日までの間（最長24か月間）に行われるものであること（※2）

※2 この期間内に引渡日または賃貸借期間の初日があり、かつ実際にその費用が支払われることが必要です。

- (3) その設置・整備に要する費用が、契約1件あたり20万円以上で、合計300万円以上であること

注意 次のいずれかに該当する施設・設備の設置・整備は支給対象となりません。これ以外にも支給対象とならないものがありますので、支給対象範囲の詳細は沖縄労働局へお尋ねください。

- (1) 事業所非該当施設の設置、非該当施設への設備の設置 等
 - (2) 国の補助金等の交付対象となっている施設・設備（必要な書類の提出がない場合）
 - (3) 個人自宅等と一体となっている施設全体・設備
 - (4) 賃貸借契約により賃料を得る施設・設備
 - (5) 土地購入・賃借費、光熱水料（発電施設等を含む）、無形固定資産（※3）、原材料、消費財 等
- ※3 特許権、借地権（地上権を含む）、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権（入漁権を含む）、ソフトウェア、のれん、電話加入権 など
- (6) 従業員のための福利厚生施設
 - (7) 不動産登記の手数料、消費税を除く各種税金、各種保険料、仲介手数料、振込手数料、保証金、フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費 等

(8) 敷金、礼金、建設協力金

(9) 駐車場の設置・整備（事業の用に供する車を設置・整備した場合で、その車を駐車するためのものを除く）

(10) 公の施設・設備（地方自治法第244条第1項に規定するもの）

(11) 事業主と密接な関係にあると認められる相手（※4）との取引による設置・整備

※4 具体的には次の者をいいます。

① 法人の場合

当該法人の代表者、当該法人の代表者が代表者の法人、当該法人の代表者の配偶者、当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人、当該法人の代表者の3親等以内の親族、当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人、当該法人の取締役等、当該法人の取締役等が代表者の法人、計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該法人の代表者と雇用関係にあった法人または個人事業主、当該法人の親会社・子会社および関連会社

② 個人事業主の場合

当該個人事業主、当該個人事業主が代表者の法人、当該個人事業主の配偶者、当該個人事業主の配偶者が代表者の法人、当該個人事業主の3親等以内の親族、当該個人事業主の3親等以内の親族が代表者の法人、計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該個人事業主と雇用関係にあった法人または個人事業主、当該個人事業主の関連事業主

3 対象労働者の雇入れ

次の(1)の対象労働者を(2)の条件で雇い入れること

(1) 対象労働者

本コースにおける「対象労働者」は、次の①～②のすべてに該当する求職者です。

① 沖縄県内に居住する者であること

② 雇入れの時点で満35歳未満である者（新規学卒者でないもの）

(2) 雇入れの条件

2の施設設置等に伴い、設置・整備事業所において、対象労働者を次の①～③のすべての条件により雇い入れること

① 計画日から完了日までの間に3人以上雇い入れること

② 雇入れ当初より、雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、設置・整備事業所において継続して雇用することが見込まれること（※5）

※5 対象労働者が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該労働者の雇用期間が完了日から2年後の日以降までであることをいいます。

③ 計画日までに定着指導責任者を任命し、雇い入れた者に対する職場定着を図ること（※6）

※6 完了届に、対象労働者に対する定着指導措置内容を記載し、支給申請時に沖縄労働局長あて報告する必要があります。

注意

次の①～⑨のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

① 対象労働者が、就職により沖縄県内に居住することとなる県外からの就職者である場合

② 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により、雇入れ事業主の事業所で就労したことがある場合

③ 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある場合

- ④ 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主と資本・資金・人事・取引等の面で密接な関係にある事業主に雇用されていたことがある場合
- ⑤ 対象労働者が、縁故採用の者である場合
- ⑥ 対象労働者が、当初の条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象若年労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- ⑦ 対象労働者に対して支払われるべき支給対象期間中の賃金が、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払われていない場合
- ⑧ 対象労働者が、公の施設の管理を行うために雇い入れられる者である場合
- ⑨ 対象労働者が、雇入れ事業主との3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族および姻族）である場合

4 沖縄新規学卒者の雇入れ

次の（１）の沖縄新規学卒者を（２）の条件で雇い入れること

（１）沖縄新規学卒者

本コースにおける「沖縄新規学卒者」は、次の①と②に該当する求職者です。

- ① 沖縄県内に居住する者であること
- ② 新規学卒者であること

（２）雇入れの条件

設置・整備事業所において、沖縄新規学卒者を次の①～④のすべての条件により雇い入れること

- ① 中小企業事業主（※7）が雇い入れる場合
※7 中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照。
- ② 上記3によって雇い入れた3人以上の対象労働者のほかに雇い入れること
- ③ 計画日から完了日までの間に雇い入れること
- ④ 雇入れ当初より、雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、設置・整備事業所において継続して雇用することが見込まれること（※5）

5 事業所における労働者（雇用保険一般被保険者等）数の増加

設置・整備事業所の完了日における雇用保険一般被保険者等の数が、計画日の前日における数を上回る
 こと

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット9～13ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 上記「対象となる措置」の各要件を満たして雇い入れた対象労働者および沖縄新規学卒者（以下「沖縄助成金対象者」という）の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）、および施設・設備の設置・整備の状況とそれに要した費用を明らかにする書類等を整備・保管し、沖縄労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること
- 2 沖縄労働局等による設置・整備事業所への立入検査等の実地調査に応じること

注意 次の1～9のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 計画日から、完了日から起算して6か月を経過する日までの間に、当該事業所で雇用する雇用保険一般被保険者等を事業主の都合で離職させている場合
- 2 計画日から、完了日から起算して6か月を経過する日までの間に、雇入れ事業主が雇用する雇用保険一般被保険者等で、特定受給資格者となる離職理由（※7）により離職した者として受給資格決定が行われた者が、計画日における当該事業所の雇用保険一般被保険者等の数の6%を超えて、かつ4人以上いる場合
 - ※7 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。
- 3 計画書提出時に既に別途本コースの支給を受けるための計画書を提出している場合
- 4 本コースの申請事業所において、雇用調整助成金の支給を受けている場合
- 5 沖縄助成金対象者の職場定着が図られていない場合
- 6 設置・整備事業所において法令違反のある場合
 - (1) 支給対象期間中に労働関係法令違反がある場合
 - (2) 高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために高年齢者雇用安定法第10条第2項に基づく勧告を受けている場合又は法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかったために、高年齢者雇用安定法第10条の3第2項に基づく勧告を受けている場合（支給申請日までに是正措置を講じている場合を除く。）
 - (3) その他各種法令に違反している場合
- 7 有期事業で、通常、事業の終了とともに雇用関係が終了することが予想される事業を行う場合
- 8 沖縄県の労働市場の実情から判断して求人充足が困難、もしくは就職後の定着が見込まれない事業を行う場合
- 9 その他、沖縄県における沖縄若年者の雇用構造の改善に資すると認められない場合

支給額

- 1 支給対象期間と算定期間
 - (1) 本コースは、完了日後の賃金締切日の翌日から起算して、1年間（支給対象期間）を対象として助成が行われます。
 - (2) 本コースは、この支給対象期間を6か月単位で区分した「算定期間」（第1期～第2期）ごとに、最大2回にわたって支給されます。
 - (3) ただし、次の①～③のいずれにも該当する場合は、沖縄助成金対象者の定着状況が特に優良であると認められるものとして、沖縄助成金対象者のうちの対象労働者分に限り（※8）、支給対象期間を2年間（算定期間を第1期～第4期）とし、最大4回にわたって支給されます。
 - ※8 沖縄助成金対象者のうちの沖縄新規学卒者分については、支給対象期間1年間（算定期間を第1期～第2期）に限ります。
- ① 設置・整備事業所の被保険者の数が、第1期の支給申請期間（※9）の初日現在と比較して、その日から1年後の日現在において減少していないこと
 - ※9 「支給申請期間」とはそれぞれの算定期間の末日の翌日から起算して2か月以内の期間をいいます。（以下同じ）
- ② 設置・整備事業所の沖縄助成金対象者の数が、第1期の支給申請期間の初日現在と比較して、その日から1年後の日現在における減少の割合が20%未満または沖縄助成金対象者の自己都合による離職者が1名以内であること。

③ 沖縄助成金対象者のうち以下のア～ウの要件をすべて満たすものの占める割合が2/3以上であるもの。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している沖縄助成金対象者であること

イ 1週間あたりの所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一である沖縄助成金対象者であること。

ウ 労働協約または就業規則その他これに準じるものに、通常の労働者と同様の定期的な昇給、賃金の引上率等が適用されている沖縄助成金対象者であること。

2 支給額

(1) 本コースは、沖縄助成金対象者1人あたり、雇入れ事業主が算定期間中に当該沖縄助成金対象者に支払った賃金に相当する額に下表の割合を乗じた額が支給されます。

<1年目の助成率>

沖縄助成金対象者の種別	中小企業（※6）	中小企業以外
対象労働者	1/3	1/4
沖縄新規学卒者	1/3	-

<2年目の助成率>

沖縄助成金対象者の種別	中小企業（※6）	中小企業以外
対象労働者	1/2	1/3
沖縄新規学卒者	-	-

(2) ただし、沖縄助成金対象者1人につき年間120万円（各算定期間1人につき60万円）を上限とします。

支給手続

本コースを受給しようとする事業主は、次の1～3の順に支給手続きをして下さい。

1 計画書の提出

事業所（施設・設備）の設置・整備およびそれに伴う雇入れを行う前に、「計画書」に必要な書類を添えて（※10）、沖縄労働局へ提出してください。

2 完了届の提出

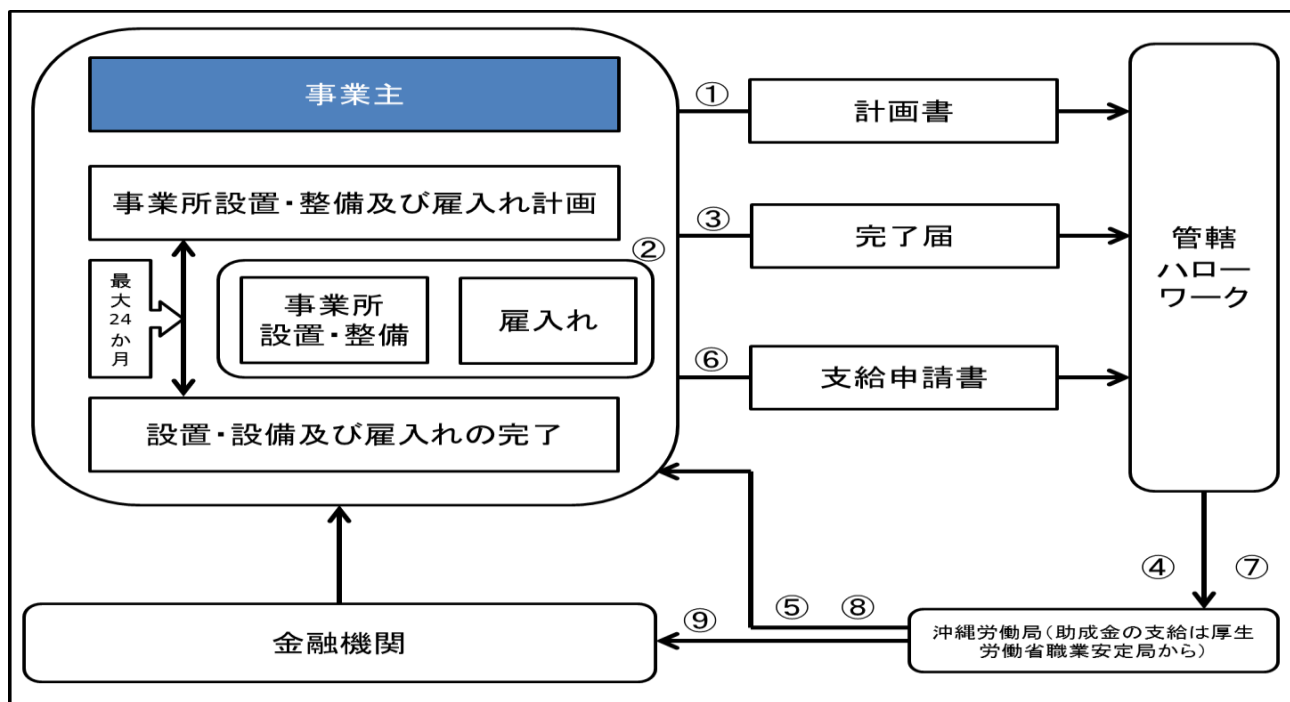
計画日以降に、計画書に基づく事業所（施設・設備）の設置・整備とそれに伴う雇入れを行い、計画日から起算して26か月以内に、当該計画が完了した旨の「完了届」に必要な書類を添えて（※10）、沖縄労働局へ提出してください。

3 支給申請

それぞれの支給申請期間内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※10）、沖縄労働局へ支給申請してください。

※10 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、沖縄労働局へお問い合わせください。

(参考) 受給手続きの流れ



- ① 計画書の提出
- ② 事業所の設置・整備および雇入れ
- ③ 完了届の提出
- ④ 支払要件の確認通知
- ⑤ 資格確認通知
- ⑥ 支給申請書の提出
- ⑦ 支払要件の確認通知
- ⑧ 支給決定通知
- ⑨ 助成金の支給

利用にあたっての注意点

- 1 本コースの支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求められることがあります。
- 2 本コースは、個々の対象労働者の雇入れについて助成するものであり、事業所（施設・設備）の設置・整備については、要件を満たせば、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」によって同時に助成を受けることが可能です。
 ただし、計画書はそれぞれ提出することが必要であり、また「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」については計画日から完了日までの最大期間が18か月となっていることに留意が必要です。
- 3 そのほか本コースの受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD、F、Gにご留意ください。
- 4 本コースの要件や手続き等の詳細は、沖縄労働局へお問い合わせください。